

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱

制定 平成 29 年 2 月 20 日
市 参 区 第 2084 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合に、本人にその旨を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に規定する住民票(消除及び改製されたものを含む。)の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(消除及び改製されたものを含む。)並びに戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)に規定する戸籍全部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍個人事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍一部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍謄抄本(除かれたもの及び改製されたものを含む。)、戸籍記載事項証明書、戸籍届書記載事項証明書及び戸籍届書等情報内容証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付請求書又は申出書(職務上請求書を含む。以下同じ。)に交付請求対象者として記載された者(法定代理人を含む。)をいう。ただし、本人が特定できない場合は、住民票の世帯主又は戸籍筆頭者をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者が所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。
- (6) 区長 本人の住民登録又は本籍のある区の区長をいう。

(本人への通知)

第 3 条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、本人に当該不正取得の事実を通知するものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る請求書又は申出書が保存年限を経過し廃棄されているときその他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を取得した者に対し、住民基本台帳法第46条第2号又は戸籍法第135条若しくは同法第136条の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定した場合
 - (2) 国、県その他関係機関の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得をした事実が明らかになった場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、区長がこれらの場合に準ずると認める場合
- 2 前項第3号における通知は、区長が当該取得者に対し、様式1による書面により回答がなかった場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場合に限るものとする。
- 3 第1項の規定により通知する項目は、次のとおりとする。
- (1) 請求又は申出の種別及び通数
 - (2) 本人の住所又は本籍
 - (3) 本人の属する世帯の世帯主の氏名又は本人の戸籍の筆頭者氏名
 - (4) 本人の氏名
 - (5) 利用目的又は事由（特定事務受任者からの請求又は申出にあつては、業務の種類を含む。）
 - (6) 請求者又は申出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）
 - (7) 交付年月日
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が通知する必要があると認める事項（通知方法）
- 第4条 前条の規定による通知は、様式3による書面により行うものとする。
（文書の保存）
- 第5条 この要綱に基づき保管、作成又は取得した文書は、当該文書を保管、作成又は取得した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存する。
（その他）
- 第6条 区長は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項について、その都度、地域協働局住民課その他の関係部署と協議する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年6月25日から施行する。

神〇総市第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

神戸市〇〇区長 〇〇 〇〇

住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関する疎明資料の提出について

あなたには、住民基本台帳法違反、戸籍法違反で有罪の判決がされています（〇〇からの通知により、不正取得をした事実が明らかになっております）が、当区に対して行った次の住民票の写し等の交付請求についても、正当なものであるか疑義があります。

つきましては、あなたが当該請求により当区から取得した住民票の写し等が不正に取得したものでない場合は、疎明資料を添付し、別紙様式による回答書を〇〇年〇月〇日までに提出してください。

期日までに回答をいただけない場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場合については、あなたによる住民票の写し等の取得を不正な請求による取得であるものと認め、被取得者に対して、取得された事実を通知します。

整理番号	請求年月日	請求内容	疑義の理由

（注）

- 1 回答期限は、通知の日から 1 4 日以内
- 2 回答欄は、交付請求が 3 件以上ある場合は、必要に応じて増やして記載する。

（問合せ先）神戸市〇〇区役所市民課
電話 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

回答書（疎明資料提出書）

年 月 日

神戸市〇〇区長

住所
氏名

年 月 日付け神〇総市第〇〇号で通知のあった住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関して、疎明資料を添付のうえ、次のとおり回答します。

整理番号	請求年月日	請求内容	不正取得でない理由	疎明資料

（備考）

各請求書による住民票の写し等の取得が不正な請求によるものではないことが判断できる資料を添付してください。

神戸市第 〇〇 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

神戸市〇〇区長 〇〇 〇〇

第三者による住民票の写し等の不正取得について（お知らせ）

日頃から、市政にご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

このたび、第三者が不正にあなたの住民票の写し等を取得したことが判明しました。

住民票の写し等につきましては、第三者が正当な理由等により取得できることになっており、請求を受け付ける際は、請求者の本人確認や請求内容等の確認を行っております。

本市では、住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書が第三者によって不正に取得されたことが判明した場合に、ご本人の権利及び利益を保護するため、ご本人へその事実を通知する制度を導入しております。今回は、本市の「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱」に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

交付年月日	年 月 日
請求又は申出の種別	
通数	通
本籍又は住所	神戸市 区
戸籍の筆頭者又は世帯主氏名	
氏名	
利用目的又は事由	
請求者又は申出者の氏名	
請求者又は申出者の住所	

（備考）

ご不明な点などがございましたら、下記までお問合せくださるようお願いいたします。

（問合せ先）神戸市〇〇区役所市民課
電話 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇